

## やさしおベジ増しプロジェクト推進事業実施要領

### (目的)

第1条 健康寿命日本一を目指し、県民の健康的な食生活を実現するため、利用が増えている中食（そう菜や弁当等）等の減塩及び野菜の増量等の取り組みを行い、健康な食事が入手できる環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「やさしおベジ増しプロジェクト」とは、次に掲げる内容について、県と県内に店舗を持つスーパーマーケット、百貨店、小売店および事業所内食堂、学生食堂等（以下「スーパーマーケット等」という）が協働で取り組むことをいう。

- 1 スーパーマーケット等において販売されるそう菜や弁当等（以下「そう菜等」という）について、調理に使用する調味料を減らすこと等で1食（1包装）あたりの食塩相当量を減じたり、野菜を増量する。食塩相当量および野菜重量の目安については、別記のとおりとする。
- 2 品数については規定しないが、継続的に販売する。

### (実施方法)

第3条 「やさしおベジ増しプロジェクト」に取り組むスーパーマーケット等は、次に掲げる取り組みを実施する。

- 1 県または県保健所がスーパーマーケット等と協働して作成した「やさしおベジ増しプロジェクト実施企画及び参加承諾書」（様式1）（以下「企画書」という）を県に提出する。
- 2 企画書に基づき、そう菜等の減塩や野菜の増量に取り組むためのレシピを作成し、試作品を完成する。
- 3 試作品を県または県保健所に提供し、別記に基づく審査を受ける。
- 4 審査に合格したそう菜等を「やさしおベジ増しプロジェクト」の啓発ツールを活用して販売する。
- 5 県および県保健所、市町村等と連携、協働し、「やさしおベジ増しプロジェクト」の広報を行う。

### (評価)

第4条 スーパーマーケット等は、販売実績等により取組を評価する。評価時期および評価方法については、県または県保健所と協議のうえ決定する。評価の結果、取組を継続しえないと判断した時は「やさしおベジ増しプロジェクト参加辞退書」（様式2）を県に提出する。

### (確認・巡回)

第5条 県または県保健所は、スーパーマーケット等へ訪問し、取組内容の確認を行う。

### (その他)

第6条 スーパーマーケット等は県および県保健所、市町村等と連携、協働し、県民に「やさしおベジ増しプロジェクト」の認知浸透を図り、健康的な食生活の実践につなげるため、「やさしおベジ増し宣言」についても普及啓発を行う。

(附則)

この要領は、令和元年8月23日から施行する。

この要領は、令和2年9月14日から改正施行する。

この要領は、令和5年5月17日から改正施行する。